

パチンコ攻略法買ったが…

消費者トラブルを  
斬る

≫12



岸田和俊 弁護士

「必ずー」うたう詐欺も

「攻略法をパチンコ台メーカーから直接仕入れていただきます。必ずもうかります!」  
Aさんは、雑誌に載っていたパチンコの攻略法を購入しようとして、B社に三十万円を振り込みました。すると一週間後、「パチンコ極秘攻略法」と題した数枚の紙切れが送られてきました。しかし、書かれていた手順通りにパチンコを打っても、いっこうに勝てません。

「攻略法をパチンコ台メーカーから直接仕入れていただきます。必ずもうかります!」  
Aさんは、雑誌に載っていたパチンコの攻略法を購入しようとして、B社に三十万円を振り込みました。すると一週間後、「パチンコ極秘攻略法」と題した数枚の紙切れが送られてきました。しかし、書かれていた手順通りにパチンコを打っても、いっこうに勝てません。

「攻略法をパチンコ台メーカーから直接仕入れていただきます。必ずもうかります!」  
Aさんは、雑誌に載っていたパチンコの攻略法を購入しようとして、B社に三十万円を振り込みました。すると一週間後、「パチンコ極秘攻略法」と題した数枚の紙切れが送られてきました。しかし、書かれていた手順通りにパチンコを打っても、いっこうに勝てません。

注意を促しているパチンコ台メーカーも増えてきました。また、B社が攻略法をパチンコ台メーカーから直接仕入れていないことも考えられます。今回、B社は「必ずもうかります!」という断定的な宣伝文句をうたった広告を雑誌に掲載し、攻略法を販売していました。このように、業者側が「必ず〇〇」となる「断定的な判断を消費者に提供し契約に至った場合、消費者契約法によりすでに結んだ契約を取り消すことが可能です。このため、B社の断定的な判断を信じて攻略法を購入したAさんは、B社に購入代金の三十万円の返金を求める「必ずもうかる」など

「うまい話に気がつけようたい、パチンコの必勝法や攻略法を販売する広告があふれています。『うまい話には十分気をつけてください』  
（岸田和俊弁護士）」



島根県弁護士会 ☎0852・21・3225  
(対応時間は平日9—12時、13—17時)